

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金の交付について（補助金募集要領）

平成 28 年 9 月 27 日

一部改正 平成 29 年 3 月 31 日

一部改正 平成 30 年 9 月 1 日

福島県生活拠点課

1 趣旨

東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域外（平成 27 年 6 月 15 日時点）から応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱等に基づき補助金を交付します。

《応急仮設住宅等》

建設型仮設住宅、借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅等）・公営住宅・公務員宿舎等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供される公営住宅等

《民間賃貸住宅等》

収入に応じた家賃設定をしている公営住宅以外の賃貸住宅

2 補助対象者

平成 27 年 12 月 25 日以降、応急仮設住宅等で避難生活を送っていた避難世帯のうち、本県が定める収入要件「月額所得 21 万 4 千円以下」（※）を満たし、次の①から④までのいずれかに該当する民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な「世帯の代表者」とします。

なお、福島県内で避難を継続する場合は、次の②から④までのいずれかに該当する世帯の代表者に限ります。

- ① 放射線に不安がある。
- ② 妊婦がいる。
- ③ 18 歳以下（平成 28 年 10 月 1 日時点）の子どもがいる。
- ④ 避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第 1 級及び第 2 級）のため避難先の特定の病院で治療を受ける必要がある。

留意点

- ・ 上記①から④までについては、応急仮設住宅等の供与終了時点又は退去時点（原則として、平成 29 年 3 月 31 日までの間）まで同一の応急仮設住宅等で避難生活を送っていた世帯の構成員（別に生活する同一生計者ではなく、入居者に限る。）で判断してください。
- ・ 「世帯の代表者」とは、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅等の世帯主である応急仮設住宅等の契約者、又は、応急仮設住宅等の使用許可を受けている方です。

次の世帯は、補助対象から除きます。

- 次の避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点）からの避難世帯
 - ア 帰還困難区域
 - イ 居住制限区域
 - ウ 避難指示解除準備区域

- 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成 27 年 6 月 15 日時点で避難指示が解除されていた田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20km 圏内）又は楡葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）
- 避難先の市町村が避難元の市町村と同じ市町村である世帯（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位で判断する。）
- 応急仮設住宅等について、不適正な入居が認められる世帯

(※) 収入要件（月額所得 21 万 4 千円以下）の計算方法

$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38 \text{万円} \times \text{同居者数})}{12 \text{か月}} \leq 214,000 \text{円}$

○申請世帯の月額所得

世帯全員の年間所得の合計額（※ 1）から、応急仮設住宅等の入居者数から代表者 1 名を除いた人数に 38 万円を乗じた金額を差し引き、その金額を 12 か月で除した金額（1 円未満の端数は切捨て）とします。

(※ 1) 世帯全員の年間所得の合計額について

市区町村長発行の平成 28 年度所得証明書（平成 27 年分）、平成 29 年度所得証明書（平成 28 年分）又は平成 30 年度所得証明書（平成 29 年分）を 19 歳以上（平成 28 年 10 月 1 日時点）の世帯全員（※ 2）分取得し、それぞれの証明書に記載された各種控除後の所得金額を合算した金額とします。

なお、18 歳以下（平成 28 年 10 月 1 日時点）の子どもとの母子避難又は父子避難の二重生活世帯（父のみ、母のみ、子どもだけの避難は適用外）は、世帯全体の年間所得に 2 分の 1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切捨て）を世帯全員の年間所得の合計額として取扱うこととします。

※ 二重生活世帯の年間所得の 2 分の 1 を乗じた金額の取扱いについては、母子避難又は父子避難をしている母又は父の配偶者が福島県内で生活していることとします。
 （分離して生活している母子又は父子と、母又は父の配偶者が、どちらも福島県外で生活している場合は、二重生活世帯の取扱い（年間所得の 2 分の 1 を乗じた金額）を行いません。）

(※ 2) 世帯全員

補助金交付申請を行う応急仮設住宅等の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族（配偶者、扶養している家族など）とします。

なお、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅等 1 戸 1 世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますが、そのときの年間所得及び月額所得については、応急仮設住宅等の入居世帯ではなく、申請世帯をもとに計算することとします。

※ 世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）などで応急仮設住宅等の入居世帯の構成員以外の方の氏名が掲載されている場合は、その方も同一生計の家族と考えられることから、その方の所得証明書も提出していただくこととなります。ただし、その方が同一生計ではない場合は、各世帯の直近の電気等の料金明細など、同一生計ではないことを証明する書類も提出してください。

※ 総務省ホームページ（注）に掲載されている「配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為」について、世帯の一部が加害者であって、その者の住民票等の取得が困難である場合は、「DV等支援対象者」であることが分かる書類の写しを提出してください。審査の結果、加害者とされる者の書類の提出や世帯全体の年間所得への加害者の所得の合算を不要とする場合があります。必要に応じて、市区町村に確認を行います。

（注）住民基本台帳等

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/dv_shien.html

3 転居に対する支援

(1) 補助対象となる世帯については、次の①から⑥までの事由により、最後に居住していた応急仮設住宅等から転居する場合も支援対象とします。

- ① 住宅が手狭になったため。
- ② 通院・通学のため。
- ③ 家賃が低廉な住宅に移るため。
- ④ 貸主の都合のため。
- ⑤ 身の危険があるため。
- ⑥ その他知事が必要を認める事由。

(2) 支援対象とする転居先は、最後に居住していた応急仮設住宅等が所在する都道府県内とします。ただし、福島県内での避難世帯は避難先の市町村内（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位で判断する。）とします。

(3) 東京都、神奈川県又は埼玉県への避難世帯については、関東地方内における転居も支援対象とします。

(4) 福島県外への避難世帯のうち、妊婦がいる世帯及び18歳以下の子どもがいる世帯については、避難元市町村以外の福島県内市町村（田村市及び南相馬市については、平成の合併前の旧市町村単位で判断する。）へ転居して避難を継続する場合も支援対象とします。

(5) 避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1級及び第2級）のため避難先の特定の病院で治療を受ける必要がある世帯については、当該病院の所在する市町村へ転居して、福島県内で避難を継続する場合も支援対象とします。

※ (5)については、病名、通院状況及び病院の所在地が分かる書類（例：医師の診断書、通院証明書）も提出してください。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象となる世帯が負担する次に掲げる費用とします。

なお、次の①、②については、平成27年12月25日以降の住宅の賃貸借契約を対象とします。

① 家賃等（住宅の賃貸借契約書に記載された次のアからウに掲げる費用）

ア 家賃

イ 共益費（管理費）

ウ 駐車場代

② 住宅の賃貸借契約に係る初期費用

契約移行経費（応急仮設住宅等の供与から個人契約による住宅の賃貸借契約への移行・転居に伴う各種経費：敷金、礼金、契約事務手続経費、家財運搬等経費など）

5 補助金の額

福島県が交付する補助金の額は、以下のとおりとします。

① 家賃等の補助

平成 29 年 1 月分から平成 30 年 3 月分まで 家賃等の 2 分の 1（月額上限 3 万円まで）

平成 30 年 4 月分から平成 31 年 3 月分まで 家賃等の 3 分の 1（月額上限 2 万円まで）

※ 補助金の月額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

② 住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（1 世帯につき 1 回）

契約移行経費 10 万円

留意点

- ・ 福島県ふるさと住宅移転支援事業（引越補助）との併用は不可とします。
引越補助（福島県内への帰還に対する支援）、又は本家賃等補助事業（福島県内での避難の継続に対する支援：妊婦がいる世帯、18 歳以下（平成 28 年 10 月 1 日時点）の子どもがいる世帯のみ対象）のどちらか一方を選択して申請を行ってください。
- ・ 平成 28 年 8 月 17 日までの間に引越補助が交付決定された世帯については、その代表者による本家賃等補助事業への申請も認めます。ただし、本家賃等補助事業でも交付決定された場合、住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助交付額は引越補助の交付決定額を差し引いた金額とします。
- ・ 引越補助の申請中である世帯についても、本家賃等補助事業への申請を認めます。ただし、本家賃等補助事業でも交付決定された場合の補助交付額は、引越補助の交付決定額を差し引いた金額とします。

6 収入要件の事前確認依頼手続き

※ 収入要件の事前確認を希望しない世帯におかれましては、7 へお進みください。

（補助金の交付申請前に、収入要件を満たしているかどうかについて確認（以下「収入要件の事前確認」という。）を希望する場合）

補助金の交付申請をする世帯の代表者は、平成 28 年 10 月 3 日から平成 28 年 12 月 28 日までの間に、収入要件事前確認依頼書（要綱第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付の上、提出してください。

① 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し

② 世帯全員分の住民票の写し（住民票謄本）

③ 世帯全員分の市区町村長が発行する平成 28 年度所得証明書（平成 27 年分）

※ 19 歳以上（平成 28 年 10 月 1 日時点）の世帯構成員に係る所得証明書を提出してください。

④ その他知事が必要と認める書類

※ ④については、①から③までの内容を確認した際に、別途必要な書類がある場合に、代表者へ連絡させていただきます。

問い合わせ先（平成 28 年 9 月 29 日以降）、提出先

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務委託先：株式会社トーネット）

場 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273

- ・ 福島県では、収入要件事前確認依頼書を受理した場合、収入要件の確認希望者が収入要件に適合しているかどうかを速やかに確認し、受理日から起算して原則として30日以内に、収入要件の確認結果を同希望者へ通知します。（確認を希望する世帯が多い場合は、確認に時間がかかることがあります。）
- ・ 福島県から通知される収入要件の確認結果（要綱第2号様式）については、参考としてご活用ください。なお、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書（要綱第3号様式）を受け付けた時に、世帯構成員の変更等による収入の変動があったことを確認した場合は、改めて収入要件を審査することとなりますので、予めご承知おきください。

7 補助金の交付申請手続き

補助金交付申請書（要綱第3号様式）に次に掲げる書類を添付の上、県へ提出してください。

なお、上記6の収入要件の事前確認において、既に福島県へ提出した書類がある場合は、その書類の提出を省略することができます。

① 民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し

※ 契約書の写しは、約款を含め、一式を提出してください。

② 最後に居住していた応急仮設住宅等の契約書の写し

※ 契約書の写しの代わりに、使用許可証の写しなど、応急仮設住宅等の同居者の氏名等が分かる書類でも対応可とします。

③ 世帯全員分の住民票の写し（住民票謄本）

④ 世帯全員分の市区町村長が発行する平成28年度所得証明書（平成27年分）、平成29年度所得証明書（平成28年分）又は平成30年度所得証明書（平成29年分）

※ 19歳以上（平成28年10月1日時点）の世帯構成員に係る所得証明書を提出してください。

※ 世帯全員、同じ年度の所得証明書を提出してください。

※ 市区町村長が課税証明書等を所得証明書として発行する場合は、所得金額が明記されている書類を有効とします。

⑤ 補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し

（以下、いずれかの世帯に該当し、その適用を希望する場合は提出してください。）

⑥ 妊婦がいる世帯については、母子手帳の写し

※ 最後に居住していた応急仮設住宅等の入居者に、交付申請時点で妊婦の方がいるかどうかを確認してください。

⑦ 指定難病の家族がいる世帯については、特定医療費（指定難病）医療受給者証の写し

※ 最後に居住していた応急仮設住宅等の入居者に、交付申請時点で指定難病の方がいるかどうかを確認してください。

⑧ 障がい（障害等級第1級、第2級）のある家族がいる世帯については、身体障害者手帳の写し、又は、精神障害者保健福祉手帳の写し

※ 最後に居住していた応急仮設住宅等の入居者に、交付申請時点で障がい（障害等級第1級、第2級）の方がいるかどうかを確認してください。

⑨ 母子避難又は父子避難の二重生活世帯については、住民票により二重生活の確認ができない場合、電気等の料金明細など、母子又は父子と、母又は父の配偶者が離れて暮らしていることのできる書類

※ 契約者名、使用場所及び使用年月が確認できる直近の「電気ご使用量のお知らせ」等のコピーを提出してください。なお、ガス、水道料金等の他の公共料金の領収書や検針票等を提出する場合、契約者名、使用場所及び使用年月が記載されていない場合がありますので、必ず全ての項目が記載されているものを添付してください。

⑩ その他知事が必要と認める書類

※ 補助金の交付申請は、1世帯（最後に居住していた応急仮設住宅等1戸）当たり1回とします。ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅等1戸1世帯として応急仮設住宅等に入居し、供与終了に伴い、元の複数世帯となる場合においては、世帯ごとの代表者による申請を認めますので、この場合は震災前に別世帯であったことを証明する書類も提出してください。

※ 平成27年分所得又は平成28年分所得をもとに補助金の交付申請を行った結果、申請世帯の月額所得が収入要件を満たさずに交付決定とならなかった場合でも、平成29年分所得による補助金の交付申請を1世帯当たり1回認めることとします。

8 補助金の交付申請期間

補助金の交付申請の期限は、平成31年3月10日までとします。

※ 補助金の交付申請の期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がありますので、予めご承知おきください。

【補助対象金額の算定について】

次の場合を除いて、福島県が申請書（要綱第3号様式）を受理した月の家賃等から対象とします。なお、日割り計算が生じる場合、契約書に日割り計算の規定が無い場合は、月の家賃等を30日で割った金額に入居日数を乗じた金額（1円未満の端数を切捨て）を対象にします。

○補助対象金額の遡及による算定について

民間賃貸住宅等の賃貸借契約の締結日から起算して3か月後の属する月の末日まで（最長で平成29年6月30日までとする。）に福島県が申請書を受理した場合、補助対象とする当該住宅の家賃等は、平成29年1月分の家賃等まで遡及して算定できるものとします。

ただし、避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1級及び第2級）のため

避難先の特定の病院で治療を受ける必要がある世帯のうち、当該病院の所在する市町村へ転居して、福島県内で避難を継続する場合については、平成29年4月分の家賃等まで遡及して算定できるものとします。

※ 平成28年12月31日以前に当該住宅の賃貸借契約を締結した世帯の場合

平成29年3月31日（平成28年12月31日から起算して3か月後の属する月の末日）までに福島県が申請書を受理した場合、補助対象とする当該住宅の家賃等は、平成29年1月分までの家賃等まで遡及して算定できるものとします。

なお、世帯の一部が民間賃貸住宅等にて避難生活を始めている一方で、世帯の一部が応急仮設住宅等でも避難を継続している場合は、後者が応急仮設住宅等から退去したことをもって、最後に居住していた応急仮設住宅等の入居世帯の代表者が申請してください。後者が前者の住宅に合流する場合は、「応急仮設住宅等の退去届の写し」も提出してください。補助対象とする経費は、後者が合流した日から算定してください。

○平成28年分所得（平成29年度所得証明書）による補助対象金額の算定について

平成29年度所得証明書による補助金の交付申請は、平成29年7月1日から受け付けます。

このとき、補助対象金額の算定は、福島県が申請書（要綱第3号様式）を受理した月の家賃等からとなります。（遡及による補助対象金額の算定は行いません。）

※ 所得証明書の発行時期については、1月1日現在の住所地の市区町村にご確認ください。

○平成29年分所得（平成30年度所得証明書）による補助対象金額の算定について

平成30年度所得証明書による補助金の交付申請は、平成30年9月1日から受け付けます。

このとき、補助対象金額の算定は、福島県が申請書（要綱第3号様式）を受理した月の家賃等からとなります。（遡及による補助対象金額の算定は行いません。）

※ 所得証明書の発行時期については、1月1日現在の住所地の市区町村にご確認ください。

問い合わせ先（平成28年9月29日以降）、提出先

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務委託先：株式会社トーネット）

場 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273

9 審査

(1) 審査の方法

県において補助金交付要綱、本募集要領等を踏まえ、提出された書類の内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定します（申請件数が多くなる時期については、時間がかかることがあります。）

なお、県は必要に応じ、補助申請者に対して、資料の追加提出を求める場合や、電話等によ

る聴取を行う場合があります。

(2) 審査における留意事項

ア 補助申請者

補助申請者となる「世帯の代表者」については、上記2の留意点に記載のとおり、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅等の世帯主である応急仮設住宅等の契約者、又は、応急仮設住宅等の使用許可を受けている者を想定しています。

世帯の代表者は、避難を継続する民間賃貸住宅等の契約者と同一人物であることが基本ですが、高齢等により貸主と契約できないなどの事情がある場合は、最後に居住していた応急仮設住宅等の入居世帯の世帯構成員が契約者となるようにしてください。

(応急仮設住宅等の入居者でない者による民間賃貸住宅等の契約は、避難の継続の必要性がない世帯とみなし、原則として支援対象外とします。)

イ 収入要件

次の手順により、審査を進めていきます。

- ① 申請書、添付書類、応急仮設住宅等の入居者名簿をもとに、対象世帯であるかどうかを確認するとともに、世帯の代表者、構成員及び同居者控除人数を確認します。
- ② 世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）等をもとに、別に生活している同一生計の世帯構成員について確認します。
- ③ 電気料金の領収書等をもとに、二重生活世帯について確認します。
- ④ ①から③までの内容を踏まえて、世帯全員の所得証明書をもとに、世帯全体の年間所得を算出し、収入要件の基準額以下であるかどうかを審査します。

(3) 交付決定について

交付決定に当たっては、条件を付す場合、申請金額から一部減額して採択する場合があります。

※ 平成31年3月分までの家賃等を補助対象として算定します。

なお、申請時に提出された住宅の賃貸借契約書に記載された契約期間が、補助対象期間より短い場合であっても、当該契約は補助対象期間の満了まで自動更新されるものとみなして補助対象経費を算定します。

※ 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた日から10日以内に申請の取下げができます。

10 事業の実施

(1) 避難を継続する住居や家賃等に変更が生じる場合等

交付決定者は、補助事業等の内容その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業変更（中止・廃止）承認申請書」（要綱第6号様式）を提出し、承認を受けてください。

なお、①補助金の交付決定を受けた応急仮設住宅等から民間賃貸住宅等への住所変更、②補助金の振込口座の変更が生じる場合は、福島県補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項第1号の「別に定める軽微な変更」として、交付決定者は変更届（要綱第6号様式）により届け出てください。

※ 応急仮設住宅等から民間賃貸住宅等への入居月に、家賃等の日割計算が生じて、知事が交付決定した補助金の交付金額が、補助対象となる世帯が支払った対象経費の額から算定した

補助金の額よりも少ないことが明らかになった場合、交付決定者は変更承認申請書（要綱第6号様式）で補助金の増額申請をすることができます。このとき、当該月の家賃等支払明細も提出してください。

※ 民間賃貸住宅等から民間賃貸住宅等への転居のため、変更承認申請をする場合は、新住宅の契約開始月に係る補助金の額の算定（日割計算）のため、新旧住宅の入退去に係るそれぞれの支払明細も提出してください。

(2) 補助金の請求

交付決定者は、補助金の交付決定後、原則として、平成29年1月分から起算して3か月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類（領収書等）をまとめて添付の上、請求書（要綱第8号様式）を3か月分最終月の家賃等を支払った日から起算して15日以内に提出してください。

※ 補助金の交付決定前に請求書や家賃等の支払い実績の分かる書類を提出しても、補助金は交付されません。

なお、最長の補助対象期間である平成31年3月分を含む家賃等の補助金については、平成31年4月15日までに請求書等を提出してください。

(3) 補助金の交付

住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助（10万円）については、補助金の交付決定をもって交付を行います。（請求書の提出は不要です。）

家賃等の補助については、交付決定者から請求書を受理したときに補助金を交付します。

（例）月々の家賃等を前月の末日に支払う場合の補助金の交付（目安）

家賃等の期間	（例）3か月分 最終月の家賃 支払日	（例）県への補助金 交付請求書等の 提出期限	補助金の交付 （目安）
平成29年1月分から 3月分まで	平成29年2月28日	平成29年3月14日	平成29年4月
平成29年4月分から 6月分まで	平成29年5月30日	平成29年6月14日	平成29年7月
平成29年7月分から 9月分まで	平成29年8月31日	平成29年9月14日	平成29年10月
平成29年10月分から 12月分まで	平成29年11月30日	平成29年12月14日	平成30年1月
平成30年1月分から 3月分まで	平成30年2月28日	平成30年3月14日	平成30年4月
～	～	～	～
平成31年1月分から 3月分まで	平成31年2月28日	平成31年3月14日	平成31年4月

※ 月々の家賃の支払い時期によって、上表の「（例）県への補助金交付請求書等の提出期限」

欄や「補助金の交付（目安）」欄の日付が変わります。

(4) 交付決定の取消し等

交付決定者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、取消しの決定を通知します。

- ① 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- ② 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

なお、取消しを行ったときは、返還の猶予期間及び必要な加算金等を定めるものとします。

(5) 状況報告

必要があると認める場合は、交付決定者に対して進捗状況等の報告を求め、事業の執行に関して必要な指示をし、関係書類の検査、関係者への質問をする場合があります。

(6) 事業完了・実績報告

交付決定者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金交付最終年度の3月31日のいずれか早い日まで、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業実績報告書（要綱第10号様式）を県に提出してください。

(7) 額の確定

県は、(6)による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に額の確定通知書（要綱第11号様式）により通知します。

なお、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、通知を省略します。

11 留意事項

補助申請者による申請費用は、申請者の負担となります。

12 申請窓口及び問い合わせ先（平成28年9月29日以降）

福島県民賃等補助金事務センター 申請支援窓口（福島県生活拠点課）

（事務委託先：株式会社トーネット）

場 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号（通話料無料。受付時間9時から17時まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

0800-800-0218

0800-800-0261

0800-800-0273